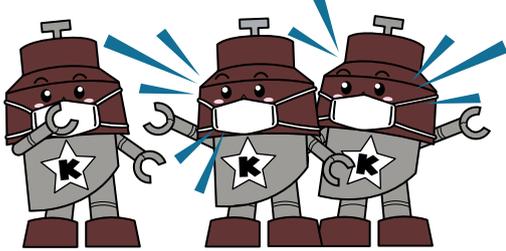


令和3年度（令和2年分） 市民税・県民税申告受付を行います

申告は郵送で！



申告会場は例年大変混雑します。
新型コロナウイルス感染症対策のため、可能な限り郵送での申告書提出をお願いします。申告書は、令和2年度市民税・県民税申告書を提出したかたへ1月下旬にお送りします。郵送申告を希望するかたで、申告書が届かない場合はお問い合わせください。

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- ※申告をするかたで2月上旬までに申告書が届かない場合は、お問い合わせください
- 印鑑、筆記用具
- 本人確認書類
(マイナンバーと身元を確認できるもの)
- 収入・所得を証明できる書類
- 各種控除を受けるために必要な書類
- ※原則として書類は返却しません。原本が必要なかたはコピーを提出してください。

申告受付会場と日時

会場	日時	
新郷公民館	2月9日(火)	9:00～ 15:00
鳩ヶ谷庁舎 2階大会議室	2月10日(水)、12日(金) 15日(月)、16日(火)	
神根公民館	2月17日(水)	
芝公民館	2月18日(木)、19日(金)	
安行東公民館 ※安行公民館ではありません。	2月22日(月)	
戸塚公民館	2月25日(木)、26日(金)	9:00～ 16:00
市役所第一本庁舎 5階501大会議室	3月1日(月)～15日(月) (土・日曜日を除く) ※3月14日(日)は受付します。	

医療費控除を申告するかたへ

令和3年度の申告から、領収書の提出・提示では医療費控除の適用を受けることができません。「医療費控除の明細書」を作成の上、申告書と併せて提出してください。領収書は自宅で5年間保管してください。
※「医療費控除の明細書」は市ホームページからダウンロードできます。

国民健康保険に加入しているかたへ

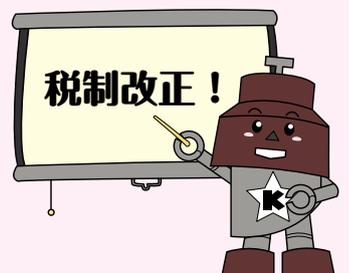
国民健康保険の加入者とその世帯主で17歳以上のかたは、所得がない場合や被扶養者の場合でも、市民税・県民税の申告が必要となります。



ひとり親控除の創設と寡婦(寡夫)控除の改正

婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)に対して、ひとり親控除(控除額30万円)が創設されました。

上記以外の寡婦には、引き続き寡婦控除(控除額26万円)を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦にも、所得制限(合計所得金額500万円以下)が設けられました。

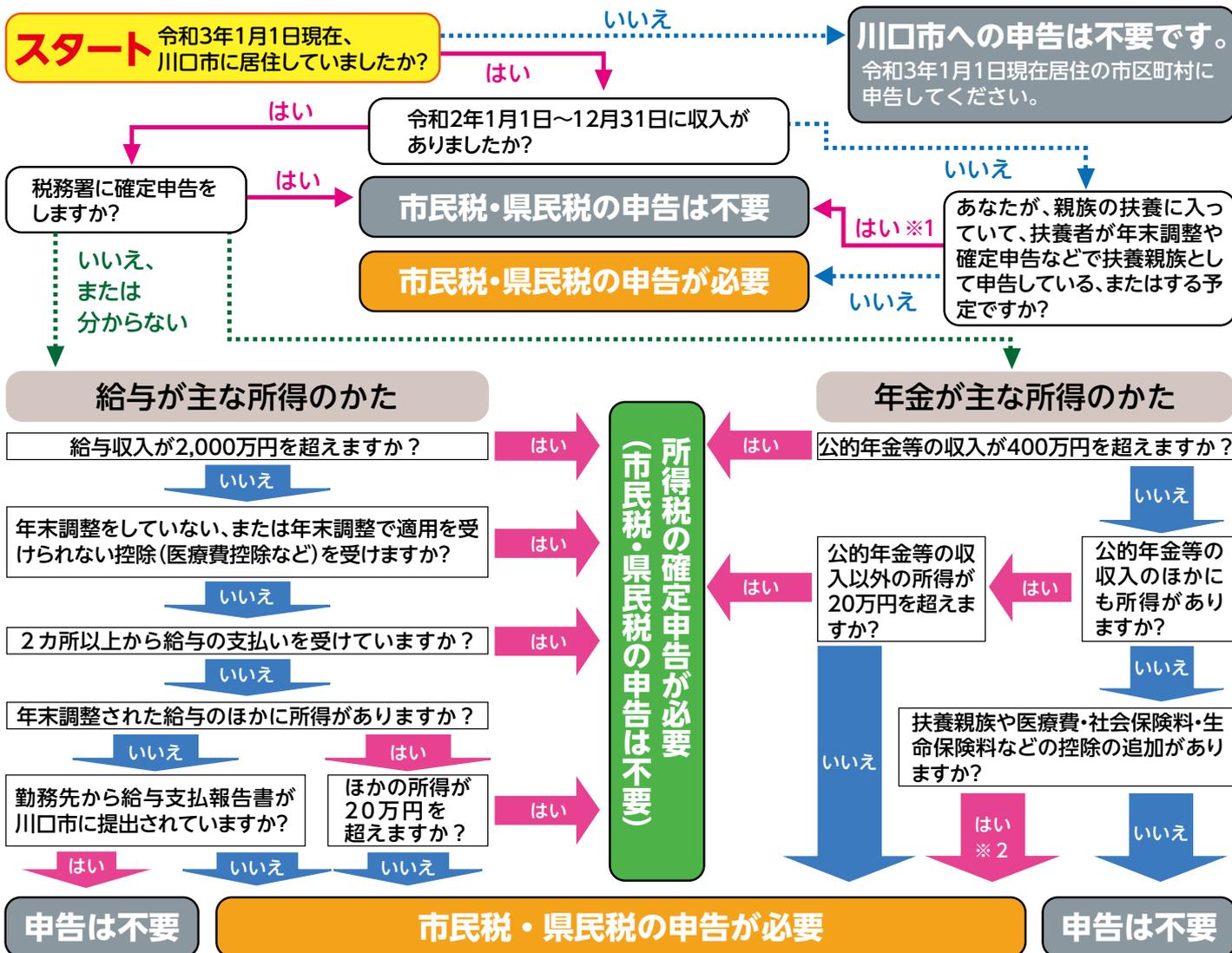


	女性(合計所得金額500万円以下)			男性(合計所得金額500万円以下)		
	死別	離別	未婚	死別	離別	未婚
配偶者関係						
扶養親族(子)あり	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
扶養親族(子以外)あり	26万円	26万円	—	—	—	—
扶養親族(なし)	26万円	—	—	—	—	—

問い合わせ…市民税課 ☎048-259-7634、7635、7636、7245

申告が必要か確認しましょう

市民税・県民税の申告が必要かどうかの簡単な目安です。当てはまらない場合がありますので不明な場合は市民税課にお問い合わせください。



※1 被扶養者であっても、国民健康保険・後期高齢者医療保険・児童手当などの関係で非課税決定が必要なかたや非課税証明書を必要とするかたは、市民税・県民税の申告が必要となります。

※2 確定申告が不要なかたでも、公的年金等から所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告により、所得税が還付されることがあります。

～税務署から確定申告に関する重要なお知らせ～

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です!

自宅などでパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成できます。作成した申告書は、e-Taxで送信(ID・パスワードを入力して送信またはマイナンバーカードを使って送信)、印刷して税務署に郵送のいずれかにより提出できます。印刷して郵送する場合、控えと返信用封筒を同封すれば、受付印を押印して返信します。詳細は、[e-Taxホームページ](http://www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。(www.e-tax.nta.go.jp)

申告会場へご来場を検討されているかたへ

令和2年分確定申告は、会場内の混雑緩和を図りつつ、なるべく多くの皆さんにスムーズに申告相談をしていただけるよう、入場できる時間帯を指定した入場整理券を会場当日配布します。また、オンライン(LINEアプリ)による事前発行も準備が整い次第開始します。なお、入場整理券の配布状況によっては、後日の来場をお願いすることもありますので、ご了承ください。

※入場整理券は、当日、確定申告会場に来場したかたに順番に配布します。会場以外の場所では配布しません。また、日時を指定することもできません。

※入場整理券の情報は、国税庁ホームページで随時更新しています。

◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

対象	受付会場	受付日時
還付申告のかた	SKIPシティ 産業技術総合センター	2月12日(金)～15日(月)
全てのかた	1階多目的ホール	2月16日(火)～3月15日(月)
		9:00～16:00

土・日曜、祝日を除く。※2月21日(日)、28日(日)は開場します。税務署では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告のかたの申告相談を2月12日(金)以前でも受け付けします。

※贈与税は、2月1日(月)以降、申告相談を受け付けします。

※SKIPシティ会場開設期間中は、税務署庁舎では申告相談を行いません。また、税務署庁舎での入場整理券の配布は行いません。

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱などの症状のあるかたは来場をご遠慮ください。

※受付終了時間を待たずに、相談受付を終了する場合があります。

問い合わせ…川口税務署 ☎048-252-5141(代表)
西川口税務署 ☎048-253-4061(代表)